

## 岡山県南部健康づくりセンター利用料金減免規程

### (趣旨)

1. この規程は、岡山県南部健康づくりセンター条例（平成9年岡山県条例第46号。以下「条例」という）第9条4項の規程に基づき、利用料金の減免について定める。

### (利用料金の減免)

2. 次のいずれかに該当する場合には、理事長は利用料金を減免することができる。

減免対象	減免の額	備考
岡山県南部健康づくりセンター 健康増進部門の会員	ヘルスチェック利用料金の全額	年1回、1年間継続利用者に限る
岡山県南部健康づくりセンター 健康増進部門の会員	体脂肪測定料金の4割に相当する額	運動効果を確認するために体脂肪測定を実施する場合に限る
障がい者	利用料金の4割に相当する額	障害者手帳等の所持者に限る。メディカルチェック、ヘルスチェック、施設自由利用、会議室利用の利用に限る
障がい者の介助者	利用料金の全額	施設自由利用に限り、障がい者介助する場合に限る (原則として障がい者1名につき2名までとする)
岡山県南部健康づくりセンターと 共同研究を行う場合	利用料金の5割に相当する額	開放研究室の利用に限る
その他理事長が適当と認める場合	その都度定める額	

### (減免申請等)

3. 規程2の場合において、大会議室、小会議室、栄養指導室、開放研究室の利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書（様式第3号）を理事長に提出しなければならない。

附 則 この規程は、平成9年7月1日から施行する。

この規程は、平成13年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。